

電気工事業の廃止申請手続きについて

登録等の廃止については、下記の書類が必要です。

- ・電気工事業廃止届出（通知）書

（登録・届出・通知・みなし通知のいずれの方も同じ様式です。）

- ・現在お持ちの登録証（又は届出受理通知書か通知受理通知書）

*登録・届出・通知・みなし通知で、それぞれ交付されている書類が異なります。

（注1）電気工事業の登録をしている方が建設業許可を取得した場合、登録電気工事業の廃止届を提出し、新たに電気工事業開始届出書を提出していただく必要があります。

（注2）登録期限が切れている場合は登録証のみを返納していただきます。廃止届出書を提出する必要はありません。